

毎月勤労統計調査の調査結果の利用にあたっての留意事項

～調査対象事業所の入替え等により断層が発生しており、時系列比較を行う際には留意が必要です～

1 要 旨

鳥取県では、毎月、本県の賃金、労働時間及び雇用の動きを表す「毎月勤労統計調査地方調査月報」を公表しております。

本調査を所管する厚生労働省は、30人以上規模の事業所を、平成30年1月に約半分、平成31年1月に約半分、令和2年1月に約3分の1、令和3年1月に約3分の1の入替えを行いました。

また、基準となる母集団労働者数の更新を、平成30年1月に行いました。

このため、平成30年1月分以降は一定の断層が含まれますので、時系列比較を行う場合など、当調査結果を利用する際には、留意が必要です。

2 令和3年1月の調査対象事業所の入替えにより生じた断層

令和3年1月に、30人以上規模の事業所の約3分の1の入替えが行われました。1月は入替え前後の両方の事業所を調べており、新旧事業所の結果を比較したところ、以下のとおり断層が生じています。

調査対象事業所入替前後での調査結果の比較（令和3年1月分）（事業所規模5人以上）（調査産業計）

(H27=100、前年比：%)

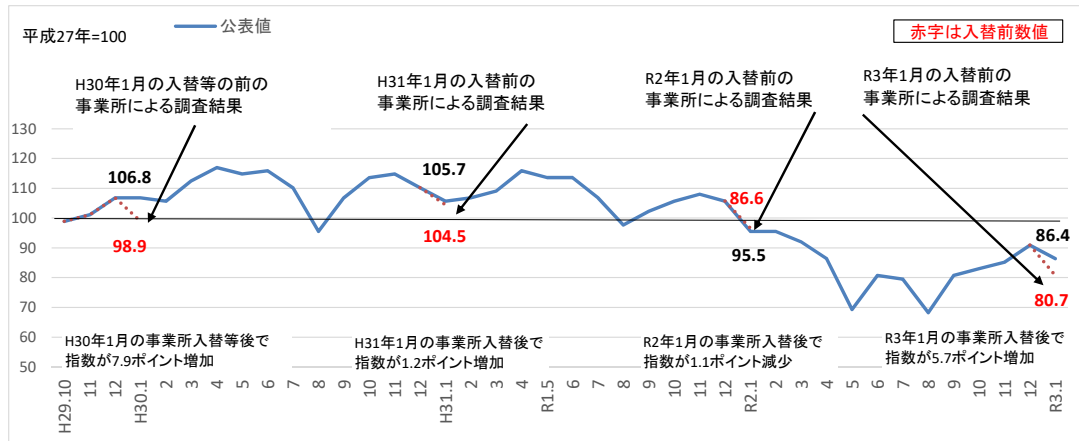
区 分	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		常用労働者数	
	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
入替前	82.7	0.5	94.7	▲0.9	94.9	▲0.5	86.7	▲3.5	87.1	▲2.6	80.7	▲15.5	100.8	0.8
入替後	82.5	0.2	94.2	▲1.5	94.0	▲1.5	87.0	▲3.1	87.1	▲2.6	86.4	▲9.5	100.2	0.2
後-前	▲0.2	▲0.3	▲0.5	▲0.6	▲0.9	▲1.0	0.3	0.4	0	0	5.7	6.0	▲0.6	▲0.6

※「現金給与総額」＝「きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）」＋「特別に支払われた給与」、 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」

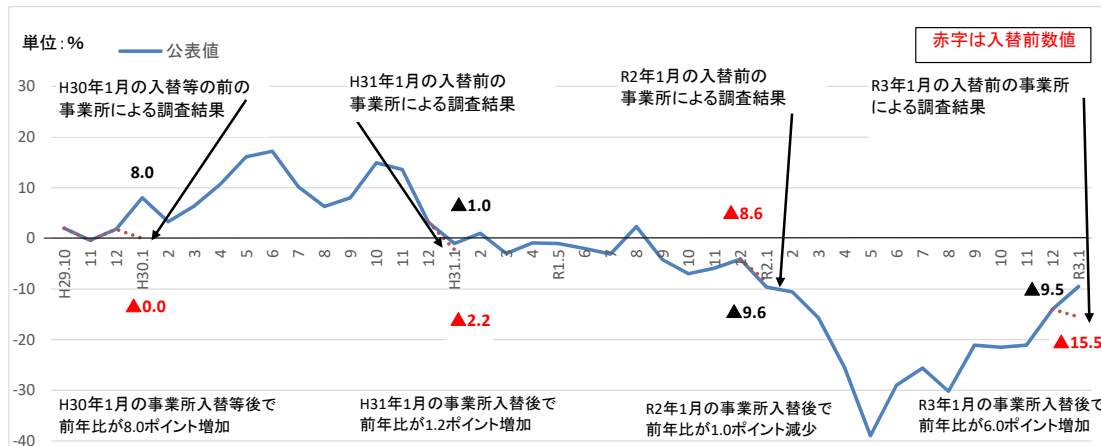
3 平成30年1月以降の調査対象事業所の入替え等により生じた断層

令和30年1月以降は、下図のように調査対象事業所の入替え等のたびに、断層が生じています。

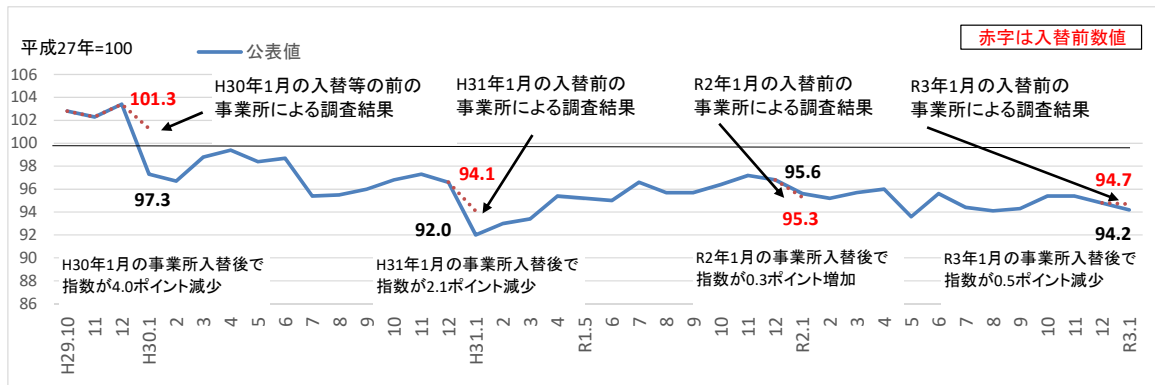
所定外労働時間 指数の推移（事業所規模5人以上）（調査産業計）



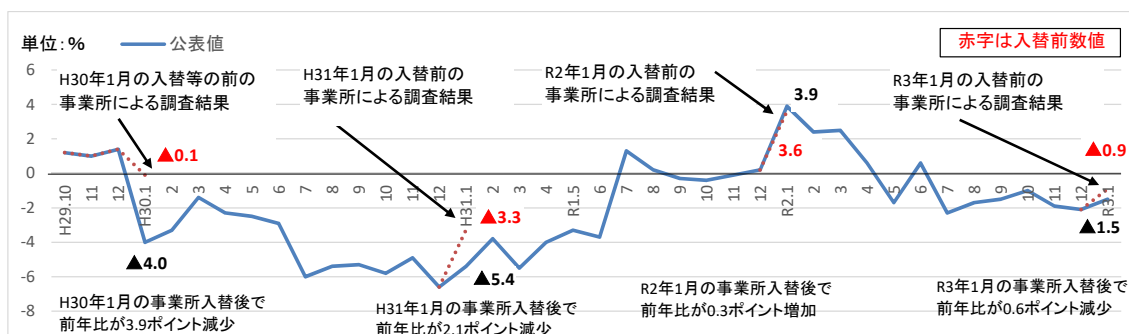
所定外労働時間 前年比の推移（事業所規模5人以上）（調査産業計）



きまって支給する給与 指数の推移（事業所規模 5人以上）（調査産業計）



きまって支給する給与 前年比の推移（事業所規模 5人以上）（調査産業計）

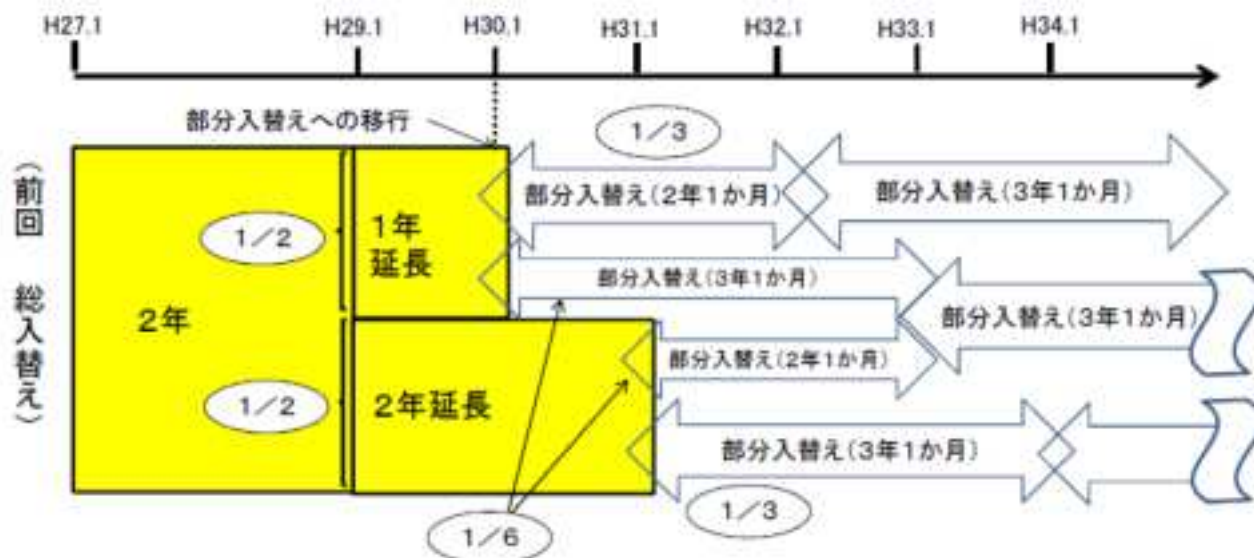


【参考】30人以上規模の事業所の入替方法

従来、調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所は、2～3年ごとに、総入替えを行っていましたが、平成30年から毎年1月分調査で一部を入れ替える方式に変更されました。

この変更に伴い、従来の総入れ替えの際に行われていたギャップ修正（事業所入替えに伴い生じる断層を排除し、時系列比較が可能となるように、過去に遡って指数を改訂すること。）は行われません。

<部分入替えの移行スケジュール>



（出典）厚生労働省HP